

新しい時代のろうあ運動を目指して

新しい時代の到来

すべての障害のある人のあらゆる人権と基本的自由を完全に実現し、権利と尊厳を保障する障害者権利条約は、それまでの「障害は個人にある」という医学モデルから「社会モデル」に転換し、「障害」と「障害のある人」に対する概念を大きく変える新しい時代の始まりを告げるものとなりました。

障害者権利条約の理念である「社会モデル」は「障害のない人を基準にした社会や制度こそが障害（障壁）を生み出しており、それを取り除くのは社会の責務である」としています。

これこそが 70 年余前から私たちの先輩たちが掲げてきた理念であり、その理念のもとに、手話サークル・手話通訳者等の手話言語関係者、地域、自治体に関わる人々との連帯の輪を築き、粘り強く展開してきたろうあ運動は、まさに私たちの誇りです。

長年の間、きこえない人やきこえにくい人への差別や偏見をなくし、福祉向上に取り組んできたろうあ運動は今や、電話リレーサービスの法制定を始め、手話言語法や障害者コミュニケーション・アクセシビリティ保障法制定運動、2025 夏季デフリンピック日本招致のように、福祉、言語、教育、医療、情報アクセシビリティ、スポーツ等のあらゆる分野において障壁を取り除き、社会を変革しようとしています。

そして 2015 年に国連で採択された SDG s（持続可能な開発目標）は、世界で起こる様々な問題に対して 2030 年までに達成すべき目標を定め、問題解決のために取り組むことを求めており、「教育、成長と雇用、不平等の是正、まちづくり、実施手段とパートナーシップ」等の目標において差別を撤廃することも含まれています。「誰一人取り残さない」という理念を掲げる SDG s と連動し、より多くの国民の皆さまと連帯して差別や偏見をなくしていく運動が求められています。それが「新しい時代」の運動です。

社会的障壁をなくすためには、社会も個人も変わらなければならない

いまだに、社会や多くの人々の心に、そして私たちにも「医学モデル」の考え方、優生思想が根強く残っています。

例えば、きこえる人を指すものとして「健常者」や「健聴者」等という言葉を用いる、きこえない人やきこえにくい人に対しては、医学で用いられる聴覚機能を基準に、また音声言語が使えるかどうかで、「ろう」または「難聴」と呼ぶ、さらに「聴」という字は聴こえる、聴こえないの両方の意味で使われるにもかかわらず、「聴者」という言葉が聴こえる人を意味する使い方をされることがあります。

きこえない、きこえにくい人としてのアイデンティティや意思を尊重することなく、優生思想による価値判断を押しつけるのは、私たちの尊厳と人権を奪う事なのです。

音声言語である日本語を優位とする思想は、ろう教育にあっては口話法として長年、ろう者を苦しめてきました。音声言語の視点から「日本手話」と「日本対応手話」を区分し、その手話表現をする人をも区別するようなことは差別につながります。

私たちは、社会的障壁をなくすために、「医学モデル」の考え方による優生思想を根絶していく運動を進めていかなければなりません。

人は共に支えあって生きていくものであり、尊厳と権利はみな平等であり、一人ひとりの個性や言語、コミュニケーションの方法等、その多様性は尊重されるべきです。

その人が、自らをアイデンティティと意思をもって、「ろう者」または「難聴者」あるいは「中途失聴者」というのなら、私たちはそれを尊重しなければなりません。

そして手話言語は、私たちろう者の社会参加の広がりにより大きく変化し、その手話表現も多様となりつつあります。それは音声言語である日本語と同じように言語として必然の結果であり、手話言語が私たちと共に生きていることの証しなのです。

障害者権利条約で「手話言語」が音声言語と対等であり、言語として尊重及び推進することを求めていることをふまえ、これからは日本でも法令や公用文において、「日本手話言語（通称：手話言語）」と表記することを提起します。

私たちが率先して社会変革へ行動を起こそう

差別は、人種や民族、宗教、障害、性別等のあらゆる理由により、人と人との間や、地域、国としての社会構造において、一人ひとりの価値観や考え方において様々な形で現れる根が深く難しい問題なのです。

だからこそ、今、差別や社会障壁に直面し経験してきている私たちが率先して行動を起こさなければ、真の共生社会を築くことはできません。

全日本ろうあ連盟は、誰でも尊厳と権利が守られ、さらにろう者が誇りを持って、手話言語で生きることができる「誰一人取り残さない社会」を実現するために、先頭を切って取り組み、新しい時代を私たちの手で築くことをここに表明します。

2021年6月12日
一般財団法人全日本ろうあ連盟